

西紅陽台自治会会則（令和5年度改定版）

第1章 総 則

第1条（名称および事務局）

本会は西紅陽台自治会と称し、事務局を灘崎公民館西紅陽台分館（西紅陽台3丁目1-130、TEL：086-362-2227）におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦をはかり、住民福祉の充実と、住みよい環境づくりを目的とした活動を行う。

第3条（活動）

本会は、自主性を持って円滑な活動を行う。特定の個人または団体による指導および干渉を受けない。

第4条（会員）

本会は、西紅陽台の居住者を本会員とし、居住しない事業者を準会員として構成する。会員は、一戸・一事業を一単位とする。ただし原則として世帯の全員が80歳以上の会員及び準会員は理事及び班長を免除する。

第5条（会員の権利および義務）

本会の会員は、本会の行う全ての活動による利益を平等に受ける権利を持つ。

会員は会費を納入り、本会の活動に参加する。

ただし世帯の全員が85歳以上の会員は会費の納入及び自治会清掃活動を免除することができる。

第2章 組 織

第6条（班）

20戸前後（15～25戸）

14戸以下になった場合、近接する班と統合することができる。

ただし全員が80歳以上の世帯を除く世帯数が10戸以下になった場合は同一ブロック内の隣接最小戸数班と統合するものとする。

第7条（班長）

班長は各班において当年度を正とし、その翌年度を副とした正・副班長をおく。

第8条（委員）

本会は自治会の活動を円滑にするため、次の委員をおく。

西紅陽台地区福祉委員（班長兼務）　体育環境委員（理事兼務）　交通防災委員（理事兼務）
各若干名

第9条（役員）

本会は自治会運営のため、次の役員をおく。

総務担当

会長 1名 副会長 3名 会計 1名 広報 1名 総務 1名 書記 2名
分館担当 分館長 1名 事務長 1名
(会計監査は書記 2名が兼務)

活動担当

体育環境理事 4～5名 交通防災理事 4～5名
原則としてブロック理事が役員を兼務、合計14名とする。

賛助理事(注1) 婦人会1名、いきいきクラブ1名、西紅陽台育成会1名、愛護委員会1名、
お手伝い西紅陽台1名、西紅陽台おそうじ会1名、西紅陽台分館1名

第3章 任 務

第10条（任務）

1. 会長

会長は本会を統括・代表すると共に、対外的な折衝・事務全般を行う。

会長はブロック理事を兼務しない。

2. 副会長（リサイクル委員を兼務）

副会長は会長を補佐すると共に、本会内の会議の招集・会議のまとめ等・事務全般を行う。副会長はブロック理事を兼務しない。

会長に支障が生じ任務が遂行できない場合は、ブロック理事（正・副）と協議し、会長代行・会長就任（後任副会長の選任）等の処置をとる。

3. ブロック理事

該当ブロック内で起る日常の問題は該当ブロック理事で（正・副）対処する。

会長が選出されたブロックから新たに理事を補充する。

副会長が選出されたブロックから新たに理事を補充する。

自治会として対処すべき問題等は、役員会に提起して協議する。

(例) 会員転出入／移動の報告・会議への出席・回覧等の配布など

又下記の理事及び役職を兼務する。

(1) 体育環境委員

体育環境委員長と協力し、体育行事・環境衛生に関する活動を行う。

(例) 夏季・冬季大掃除、岡山市主催クリーン作戦等の企画・運営など。

(2) 交通防災委員

交通防災委員長と協力し、外部機関と連携して、交通・防災・防犯に関する活動を行う。

(例) 防災訓練・交通街頭指導の企画・運営、街路灯の維持管理など。

(3) 選挙立会人

(4) 分館長及び事務長

(5) 民生委員

4. 班長

班長は、班員を代表して、班内を取りまとめる活動を行う。

(1) 新ブロック理事の選出

(2) 回覧板等による広報活動

(3) 会費の徴収

(4) 計報の連絡（様式あり）・配布

(5) 転出入者・移動者の連絡（様式あり）

(6) 壊れた街路灯の連絡（様式あり）

副班長は班長が不都合の際は代行する。

5. 書記

書記は本会の会議事務を処理する。会議議事録は、会長の承認を受け、所定の部数の準備・配布等を行う。又該当ブロック理事を兼務する。

(例) 会議の出欠席の確認、議事録の作成。

6. 会計

会計は本会の出納事務を処理し、年度毎に会計報告を行う。又会長・副会長に上半期の収支の収支報告を行う。

会員数（戸数）の把握を行い、会長・副会長・広報ブロック理事に報告する。

7. 広報

回覧物及び配布物を各ブロック理事へ配布する。

8. 総務

会長を補佐し、自治体等に提出する書類の作成を行う。

9. 会計監査（書記2名が兼務）

本会の会計を監査し、年度毎に会計監査を行う。

（例）一般会計など

第4章 役員の選出 及び 任期

第11条（役員及び班長の選出方法）

1. 会長は再任の場合を除き、原則として副会長及び理事の中から互選により選出する。

ただし立候補が有る場合は役員会議に諮る。

会長が選出されたブロックから新たに理事を補充する。

2. 副会長2名は再任の場合を除き、理事の中から互選により各丁目より1名を選出する。

もう1名は会長がブロック理事及び一般会員の中から任命し、理事会の承認を得る。

副会長が選出されたブロックから新たに理事を補充する。

3. 新たに選ばれた7名を副ブロック理事、2年目理事を正ブロック理事とし、14名が役職を互選し、兼務する。

（例）副会長・書記・会計・活動担当など。

ブロックと班

1ブロック・1. 2. 3. 4. 5. 21班

2ブロック・22. 31. 37. 38. 39. 42班

3ブロック・6. 7. 8. 9/23. 10班

4ブロック・11. 12. 13. 14. 24. 25班

5ブロック・15. 16. 17. 26/28. 27班

6ブロック・18. 19. 20. 29/30. 36班

7ブロック・32. 33. 34. 35. 40/41班

4. ブロック理事・班長等の選出日程

11月 会長立候補者を募る

11月 新ブロック理事の選出（ブロック理事・班長に依頼）

- 12月 会長・副会長・役員の選出
12月 班長の選出
4月 総会にて承認。

5. ブロック理事・班長の選出は各ブロック・各班の総意に委ねる。

6. 病弱・要介護などの家庭には役務（自治会活動を含む）の免除等の配慮を行う。

第12条（役員・班長の任期及び再任について）

1. 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 副会長の任期は2年とする。再任を妨げない。
3. 理事の任期は2年とする。
4. 班長の任期は1年とする。
5. 役員の後任者の任期は前任者の残任任期とする。

第13条（兼任）

やむを得ない理由があれば本会の役員と委嘱委員または役員と班長を兼務することができる。

第14条（解任）

本会の役員のうち理事会が不適格と認めたものは、班長会議において3分の2以上の賛成により解任することができる。

第5章 機関 及び 運営

第15条（機関）

本会は運営のため次の機関をおく。

1. 総会

総会は毎年1回定期総会を開催し、全会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、下記の事項の審議を行い、出席者の過半数の賛成をもって決定事項とする。
総会が会員の過半数に満たないため成立しない場合は班長会議が代行する。

（1）役員の承認

選出方法によって選出された役員の承認を行う。

（2）役員の報酬

役員の報酬は以下とする。

会長	200,000円	1名
副会長	50,000円	3名
会計	40,000円	1名
広報	40,000円	1名

総務	40,000 円	1 名
ブロック理事	20,000 円	11 名
班長（福祉委員）	5,000 円	38 名

(3) 会計決算と会計予算の承認

前年度の会計決算報告書と今年度の会計予算書の承認を行う。

(4) 活動報告と活動計画の承認

前年度の活動報告と今年度の活動報告を行う。

(5) 会則等の承認

会則及び自治会重要事項の決定承認を行う。

2. 班長会議

班長会議は各班から選出された班長の過半数の出席をもって成立し、審議事項の議決を行う機関であり、出席者の過半数の賛成によって議決される。

3. 自治会委員会

本会の運営上必要な2委員会をおき、自治会運営・活動に必要な事項を協議する。

体育環境委員会 担当理事によって構成される。

交通防災委員会 担当理事によって構成される。

4. 理事会議

理事会議は役員（執行部及びブロック理事）の過半数の出席をもって成立し、会計予算と決算・活動計画と活動報告、その他本会の運営に必要な事項の協議・提案を行う機関である。

第16条（召集及び進行）

1. 召集

本会の総会の招集は会長が行う。理事会議・班長会議の召集は副会長が行う。

各委員会の招集は担当ブロック理事（正）が行う。

尚、当該会議の過半数の構成員による開催要請があれば、会議招集者はこれに応じなければならない。原則として理事会議は3ヶ月に1回、班長会議は5月・10月の2回とする。

2. 進行

本会において総会は議長を選出し、理事・班長会議は副会長、委員会は担当ブロック理事が進行にあたる。

第6章 会 計

第17条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日とする。

第18条（会計）

1. 一般会計

本会の会員から徴収する会費と交付金・寄付金その他の収入によって自治会の運営に充てるものを一般会計とする。

2. 現金管理

本会の現金管理は、会計担当者名義を使い、金融機関を利用して行う。

第19条（会費）

1. 本会員は入会金1世帯500円を納入、半期2,000円を納入する。

準会員は年額4,000円を納入する。

2. 本会員会費の徴収は5月と11月の2回とし、班長が徴収し会計に納入する。

準会員会費は会費2回分を年1回徴収する。

但し、脱会時は既納の会費は返金しないものとする。

第7章 出産・弔慰

第20条（出産）

自治会地域内に居住している会員または家族に出産があった場合は、連絡を受けた班長または当該ブロック理事は当該副会長及び会計担当に連絡しなければならない。

出産お祝い金として10,000円を贈る。

第21条（弔慰）

不幸が生じた場合、当家より連絡があった場合は、連絡を受けた班長または当該ブロック理事は当該副会長及び会計担当に連絡しなければならない。

当家の了解が得られた場合には班長は所定の書式にて「訃報」を作成し、当該班にて回覧・通知する。

1. 本会は、不幸の世帯に10,000円を供与する。

当該班長又はブロック理事は所定の書式にて「弔慰金支払報告書」を会計に提出する。

2. お供えは、班内の判断にゆだねる。

3. 会員は、返礼をしないこと。

第8章 集会所

第22条（使用の範囲）

集会所の使用は、西紅陽台自治会の公的利用及び会員の利用を優先し、自治会活動及び自治会員の使用に支障のない範囲内において部外者に使用させることができる。

第23条（使用の目的）

集会所の使用は、次の目的によるものを優先的に許可する。

1. 自治会活動（自治会内の各種会合及び行政活動）
2. 各種公共団体活動（いきいきクラブ・婦人会・西紅陽台育成会・PTA等及び会員の慶弔
3. 任意の教養・趣味・娯楽・レクリエーション活動等

第24条（利用料金）

集会所利用者は、次に規定する料金を支払うものとする。

1. 本則第23条第1項及び第2項に該当する場合は無料とする。
2. 本則第23条第3項に該当する場合は1回につき300円とする。
3. 地区住民を対象とした営利活動については1回につき1,000円とする。

第25条（使用禁止の範囲）

次のいずれかに該当する場合は、使用を禁止するものとする。

1. 本会の規則や利益に反し、または活動方針に反すると認められるとき。
2. 集会所管理上支障があると認められるとき。
3. 利用目的以外に使用するとき。
4. 使用許可の条件および本則に違反したとき。

第26条（使用責任）

1. 集会所の使用にあたっては、使用責任者を定め、一切の責任を負うものとする。
2. 集会所の使用中、建物・器具及び備品を破損したときは、ただちに集会所管理人に届け出て、その損害を弁償するものとする。

第27条（使用方法）

1. 使用時間 午前9時から午後10時まで
2. 申し込み要領 所定の申込用紙に所定事項を記入のうえ、使用許可を受けること。
3. 使用の取り消し 使用を取り消す場合は速やかに申し出るものとする。
4. 使用後 使用責任者は所定の「点検表」に記入し、施錠後ただちに点検表を添え、利用料金とともにカギを管理人に返納するものとする。

第28条（遵守事項）

使用者は、次の事項を遵守すること。履行されないときは以後の使用を禁止することがある。

1. 火気の始末をすること。
2. 戸締りをすること。
3. 使用後は清掃すること。
4. 時間を厳守すること。
5. 備品の整理整頓に心がけること。

第9章 会則改定の手続き

第29条（会則改定の手続き）

会則の改定は、役員・班長から要求があり、理事会議において3分の2以上の賛成で発議し、総会において会員の過半数の承認を得なければならない。

第10章 附 則

第1条（委嘱委員の組織）

民生委員 3名 愛育委員 9名 栄養委員 1名 リサイクル委員 3名 西紅陽台分館
1名 選挙立会人 4名

第2条（委嘱委員の任期及び選出方法）

委嘱委員の任期は行政の取り決め任期とする。また委嘱委員は行政が定める方法で選出する。ただし自治会が関与し、必ず報告を受けるものとする。

第3条（委嘱委員の任務）

各位委員の任務は行政の定めるところによる。

第4条（七区学区連合町内会）

本会は七区学区連合町内会に所属し、会長が任命した役員は連合町内会の役務を兼務する。

第5条（西紅陽台分館の運営）

中央公民館の委託を受け自治会役員から分館長及び事務長を選出する。

会計は自治会会計とは分離する。当事項は平成25年4月6日追記する。

第6条（施行）

平成22年度改定の会則は、平成22年5月9日からこれを施行する。

平成24年度改定の会則は、平成25年4月6日からこれを施行する。

平成27年度改定の会則は、平成28年4月1日からこれを施行する。

平成30年度改定の会則は、平成30年4月1日からこれを施行する。

令和2年度改定の会則は、令和2年4月18日からこれを施行する。

令和5年度改定の会則は、令和5年4月1日からこれを施行する。